

平成5年
9月25日
発行
第142号

発行所
日本赤十字新労組連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-2-14
KIビル802
TEL (03)3433-3028
発行責任者
梅村正一

日赤新労

綱 領

1. 吾々の権利を、社会正義の立場から守り、労働生活の向上を期す。

2. 吾々の自由を、常軌を逸した暴力的手段を用いず、健全なる市民権の獲得を期す。

3. 吾々の進歩を、赤十字の人道精神に基づき、社会正義の立場から期す。

勝ちとろう! 年末手当要求額 37.5割+一律5万円

平成5年度 第二回中央委員会開催 統一要求日は10月15日

九月十二日、十三日の両日、国際観光文化都市横浜の鶴見区にある「ホテルパークレーン」において、平成5年度第二回中央委員会が開催された。今回は幹部研修会も同時開催という事で、中央委員、オブザーバー等八〇名余りの参加のもと、盛大に開催された。

第一日は幹部研修会が開催の後、各部報告、一般経過報告され、講師に日本赤十字社医療部次長の三根武氏を招き、「日赤における現状と将来」をテーマに、日赤の歴史の経緯から今後の課題まで、幅広い内容の講義をうけた。

また第二回中央委員会は、開会のごぼうの後、資格審査と成立確認が行われ、中央委員二四名(うち委任状三名)の出席を得て成立が確認された。

報告事項

一、各部報告

【組織部】
○栃木県血液センター加盟勧誘
議長団には、議長に西村和典氏(大津日赤)、副議長に池原準氏(鳥取日赤)、書記に宮野久司氏(若手血セ)が選出され、青山中央執行委員長の挨拶

【教宣部】
○単組新任役員研修会報告(六月二十六日・二十七日)
テーマ「労働者と日本国憲法」

法「世話役活動に役立つ労働法」

講師 宇都宮大学 松岡 二郎氏

出席者数 一九九組、三七名

【調査部】
○夏期手当について調査実施(別紙にて結果報告)
○初任給・当直について、血液センター関係、婦人関係の調査実施

審議事項

一、平成5年度ベアについて
本部より、九月三日に提示のあった今年度ベアスナップについて説明があった。今年度は人事院勧告が低率(一・九二%)の通り決定した。

二、年末手当について
各ブロックから提示された意見を集約し、審議した結果、次の通り決定した。

(統一要求額)
三七・五割十二律五万円
(統一要求日)
本部からの指令日



活発な討議が行われた第二回中央委員会 (9月12~13日)



講演する 三根 武氏

日本赤十字は、国際赤十字の影響を受けて、佐野常民等の努力で博愛社として設立され、アンリ・デュナン、ナイチンゲール等の活動にも影響され、国際赤十字と同じ路線に入ったのが明治二十年(日本赤十字社に改称)

部会 幹研修会

日赤における現状と将来

進むべき方向

九月十二日、横浜市鶴見の「ホテルパークレーン」において、講師に日本赤十字社医療部次長の三根武氏を迎え、「日赤における現状と将来」をテーマに、幹部研修会が開催された。病院長が非常に関心を持って参加者約八〇名は、熱心に講演に聴き入った。内容については次の通りである。

(1) 日本赤十字社の歴史的経緯
明治十年五月一日博愛社設立。明治二十年五月二十日日本赤十字社に改称。昭和二十七年八月十四日、日本赤十字社法制定(特殊法人となる)。

(2) 国際赤十字のしくみ
今日の赤十字を国際レベルでとらえてみると、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国赤十字社の三つの機関によって構成されており、これを総称して国際赤十字といふ。

(3) 現在の組織機構
日本赤十字社の最高議決機関は、社員の中から選出される代議員によって組織された代議員

(4) これからの進むべき方向
国際社会の中で、外国の赤十字社とのつながりを深めて、人道・博愛の道を行われる政府間ではできない活動分野を充実していかなければならない。

(5) 各事業の課題
① 医療事業
医療法改正による施設の機能の体系化、看護部門の改革、薬剤部門の機構改革(医療分業等)、予防からリハビリまでの包括医療など。



(後日、十月十五日に決定) ことになった。

今年度は人動が〇・一五カ月分支給割合を下げた影響もあるため、本部としても最低限昨年の実績を確保できるよう各組に支援し、本社にも国交及び労働協議会を通して交渉していくこととした。闘争方法についても、ワッペン作戦等の意見が出され、本部としても検討を重ね、今後の闘争を展開していくことになった。

各ブロックの役員分付は、次の通りである。

議長 3 B、副議長 4 B、書記 2 B、役員総務委員 各 1 B、選挙管理委員 各 1 B、大会宣言文 2・4・6 B、議事運営委員 1・3・5 B、議事録確認 1・3 B

四、専従役員検討委員会設置について
賛成多数で設置が決定された。委員会は規約第三三条の専門部会として発足することになり、委員の構成は本部から三名、各ブロックの中央委員から一名の全九名(うち二名)で承認された。

五、その他
(1) 本部預り金(名古屋孔版)の処理について
第一回中央委員会で決定したファクシミリ購入の件で、本部より電話回線の増設希望があったことになった。

(2) 第三回中央委員会開催案内
十二月十二・十三日、愛知県犬山市「サンパーク犬山」、議長 5 B、副議長 6 B、書記 2 B

(3) 平成六年度本部役員について
十二月十一日の役員総務委員会に向けて、次年度本部役員候補の選出要請があった。特に血液センターから役員を送り込めるよう検討してほしい旨の意見が出された。

＝単組新任役員研修会開催＝ 『労働者と日本国憲法』 『世話役活動に役立つ労働法』

研修会に参加して

岡山県 大森 美幸



宇都宮大学 松岡二郎先生

去る六月二十六、二十七日、二日間の日程で、東京都内の「東京コマ旅行会館」を会場に、平成五年度単組新任役員研修会が開催された。

本年度は、『労働者と日本国憲法』『世話役活動に役立つ労働法』の二つのテーマで、実務

「自由・平等と憲法」「平和に生きる権利」などを中心に、また「世話役活動に役立つ労働法」では、「労働契約」「労働時間・休憩時間・休暇・休日」「賃金・賞与・退職金」「労働安全衛生法、労働者災害補償保険法」「退職・解雇」などの項目について、具体的にわかりやすい説明があった。

資料として配付された冊子には、それぞれについて判例、またわからない場合はレクシヤを活用して労働法等を勉強し、正確な回答をすることが、それでもわからない時は、自宅へ問い合わせることを勧められた。

最後に、今回の研修会に参加された新任役員の方々には、今後の単組での活躍を期待したい。

「松岡二郎先生の連絡先」TEL 03-3811-2208、FAX 03-3811-5888

この研修会に参加された新任役員の方々には、今後の単組での活躍を期待したい。

大蔵省が人助の凍結を早々と打ち出したのは、大蔵省が平成四年度決算に歳入不足が続き、平成五年度も深刻な財政状況が続くことが予想されるからである。

一方、日赤においても、病院経営は依然として厳しい状況にあり、業務改善等足下を引き締めなければならぬ大変な時期にありま。

従って、前回の円高不況とは条件が異なる中での今回の勧告を、組合の皆さんはどう受けとめるのか、議論を待ちたいものに向け再び改正されて、法律

昭和六十二年に労働時間の短縮を推進するために労働基準法第七九号「労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する法律」の一部を改正する法律（労働省）として公布されました。

初心者のための賃金教室 93 人事院勧告に関連して

八月三日、人事院勧告が国会と内閣に提出されました。そこで、平成五年度人助について、日赤に関わりのある部分をまとめて解説してみよう。

ご存知の通り人事院勧告は、国家公務員法で争議行為が禁止されている国家公務員の給与など労働条件を改善するため、代替措置として人事院が国会と内閣に対して出す勧告です。

給与は、民間の賃金と均衡を図る「民間準拠」が原則となっており、毎年度初めから民間の給与実態を調査し、八月初めに勧告を提出する形で、一九八六年度から完全実施が続いています。また、休職等の勤務条件についても、民間の多くが導入していることから勧告する場合が多いのです。

民間企業のペアの伸び悩みを受けて、民間のボーナスに当たる期末・勤労手当の引き下げという厳しい内容のものです。給与改定も、六年振りに一九二〇と低い率になっており、定率分・九四〇を加える三・八六〇と、民間主要企業の今年度ペア率（日経連調査）と同じ伸び率になります。

この勧告の特徴としては、給与改定が三〇、四〇歳代の中堅層に配慮されたこと、高校・大学生を持つ職員の手当を重視したことが挙げられます。

民間の扶養手当支給額が公務員に比べて見送られました。

民間の扶養手当支給額が公務員に比べて見送られました。

民間の扶養手当支給額が公務員に比べて見送られました。

●超過勤務手当及び休日給

平成五年七月の労働基準法改正を踏まえ、同法に基づく措置に付随して適時適切に改善を行うべく、その支給割合に付いて一〇〇分の一二五以上、一〇〇分の一五〇以下の範囲内で、人事院規則の定める割合とするようになりました。

講義の終了にあたり、松岡先生より、「それぞれの施設で組合員から相談を受けた時は、三日以内で回答すること。回答がわからない場合はレクシヤを活用して労働法等を勉強し、正確な回答をすることが、それでもわからない時は、自宅へ問い合わせることを勧められた。」

●休職制度等の今後の方向

家族介護のための休職導入について、「その間は無給とする」ことが適当」とした判断、また週休三日制が実現しない職員には四週八休の推進などが、勧告に盛り込まれました。

以上、今年度の人事院勧告は景気の低迷で昨年より低かった民間企業相場を反映して、低水準のものとなりました。

●期末・勤労手当

平成四年五月から平成五年四月における年間支給割合は五・三二％で、公務員は五・四五％分であったことから、三三％にありま。

従って、前回の円高不況とは条件が異なる中での今回の勧告を、組合の皆さんはどう受けとめるのか、議論を待ちたいものに向け再び改正されて、法律

●人助における給与改定の内容

給与実態調査によると、官民六〇と、民間主要企業の今年度ペア率（日経連調査）と同じ伸び率になります。

この勧告の特徴としては、給与改定が三〇、四〇歳代の中堅層に配慮されたこと、高校・大学生を持つ職員の手当を重視したことが挙げられます。

●住居手当

借家・借居居住者に対する月額最高支給額（中位階層）が民間において二万六千円以上二万七千円以下であったことから、二分の一加算限度額を月額一万六千円（現行一万五千円）とし、最高支給限度額も二万七千円（現行二万六千円）に引き上げられました。

●通勤手当

民間の交通機関利用者に係る支給状況は、おおむね全額支給が八七・四％で、公務員の全額支給限度額以内の職員の割合が八・二％とほぼ見合うものとなりました。

●扶養手当

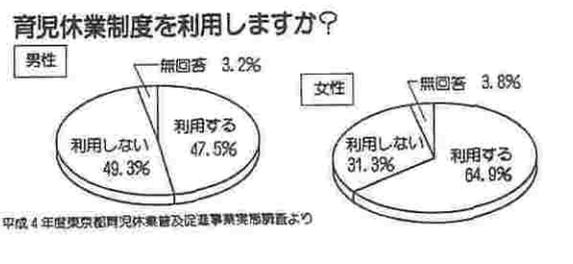
民間の扶養手当支給額が公務員に比べて見送られました。

施行から1年 育児休業

それによると、期間中に育児休業の取得対象となった女子職員六千四百十五人のうち、育児休業を取得したのは三九・六〇の二千五百三十九人でした。

この育児休業法は、一歳未満の子供を持つ国家公務員に、本人の請求に基づいて最長で十カ月の育児休業を認め、その中で、上半期は請求のすべてが承認され、下半期は請求のすべてが承認され、平均七・三カ月でした。

昭和五十一年四月施行の女子教職員や看護婦などを対象とした女子教育公務員等の育児休業法の初年度取得率は二・二％



労働基準法改正のポイント

昭和六十二年に労働時間の短縮を推進するために労働基準法第七九号「労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する法律」の一部を改正する法律（労働省）として公布されました。

この法律では、一週間の法定労働時間を四〇時間として、平成六年三月三十一日まで猶予措置がとられ、同年四月一日に施行されることになっています。

今回の改正の大きなポイントとしては、①一年単位の變形労働時間制の導入、②時間外及び休日労働の割増賃金の算定、③年次有給休暇の発生要件の変更があげられます。

①一年単位の變形労働時間制の導入
これまでの變形労働時間制とは、一カ月単位の變形労働時間制、三カ月単位の變形労働時間制、一週間単位の變形労働時間制、一週間単位の非定型的變形労働時間、フレックスタイム制の四種類が認められていたが、業務の繁閑に合わせて労働時間と休日を設定することが全体として時短を進めるのに有効であることから、加えて、變形期間の最長期間が一年に延長されました。

②時間外及び休日労働の割増賃金の算定
時間外労働及び休日労働に対しては、通常の労働時間または労働日の賃金の二五〇増以上の割増賃金を支払わなければならないが、労働基準法三七条に定められていたが、命令（政令）で定められたものが、命令（政令）で定められたことになったのが今回の改正の特徴で、改正法の施行される平成六年四月一日までに決定されることになっています。

③年次有給休暇の発生要件の変更
現在、日赤新労と本社間で交渉中の時間外労働率については、これら政令や人事院規則が一つの基準となることと予測されます。

第三回中央委員会 ご案内

日時：平成5年12月12日・13日(月)
場所：愛知県犬山市大字犬山字甲塚48-3

国民年金保養センター

山犬カパ